

アジア太平洋地域の経済連携と日本の戦略*

楊光洙**

yangks@sun.ac.kr

金道堉***

kdh10954@dau.ac.kr

<目次>

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1. はじめに | 4. 日本の対外経済連携の戦略 |
| 2. アジア太平洋地域の経済連携の枠組み | 5. まとめ |
| 3. CPTPP協定と主要関税率 | |

主題語: グローバリゼーション(Globalization)、自由貿易協定(FTA)、経済連携協定(EPA)、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)

1. はじめに

世界は、1980年代から様々な分野においてグローバリゼーションが急速に進み、世界各国には「モノ」・「カネ」・「ヒト」の移動の自由化を積極的に進めてきた。さらに1990年代初めに東西の冷戦時代が終結し、グローバリゼーションが加速化するとともに、自由貿易主義が全世界の常識のように認識された。戦後の世界貿易のルールであった「関税及び貿易に関する一般協定(GATT)¹⁾」がグローバリゼーション時代に対応できず、1995年に「世界貿易機関(WTO)²⁾」に移行することになった。このWTOのルールの下で、二国間あるいは多国間の「自由貿易協定(FTA)³⁾」が世界中で数多く締結された(ミレヤ・ソリース、バーバラ・スターリングス片田さおり編、2010)。このような世界潮流により、世界貿易における認識は、自由貿易主義が定着し、たれもがこの流れに疑問せず、自由貿易協定の締結は加速化し、その

* This work was supported by the Dong-A University research fund.

** 長崎県立大学教授、主著者

*** 東亜大学校 基礎教大学 助教授、交信著者

1) GATT(General Agreement on Tariffs and Trade)

2) WTO(World Trade Organization)

3) FTA(Free Trade Agreement)

広がりをを見せてきた。⁴⁾

このグローバリゼーションが現代の世界経済を発展させたことには異論がないが、必ずしもプラス面(経済成長、貿易量の拡大)だけではなく、マイナス面(世界の国・地域間の格差)も大きくクローズアップされるようになってきていることも事実である。最近、グローバリゼーションに対する評価はさまざまであり、政治の視点からは選挙の争点にも取り上げるほど魅力的なテーマになっている。対外経済連携は単に経済分野だけではなく、政治・社会・文化など幅広い分野にわたって影響力を持つようになっている。

このグローバリゼーションと関連して、世界の政治や経済において大きな転換期を予感させる出来事が相次いで起きっている。その一つが2016年6月23日に行われたイギリスの国民投票、すなわち「欧州連合(EU)」からの離脱の是非を問う投票である。国民投票の結果、イギリス国民は欧州連合からの離脱を選択し、世界を驚かせた(ただし、離脱した場合、イギリスは欧州連合と現在のような関税同盟が維持できるとは限らない)。その選択の理由として大きくクローズアップされたのが外国からの移民問題(移民者たちが自国民の雇用を奪うから)であったが、実は欧州連合のさまざまな規程(規則)により、「自国の意思決定権が大きく制限されている」ということが最大の理由ではないかと考えられる。このイギリス国民の選択は自国の国益を優先する選択(自国優先主義あるいは保護貿易主義にもつながる考え方)をしたことにほかならない。⁵⁾

一方、自由貿易主義の根幹を揺るがし、世界経済に大きな衝撃を与えたもう一つの出来事がある。それはほかでもないアメリカの政権交代によるトランプ(Donald John Trump)新大統領の登場である。これをきっかけに世界の様々な分野で大きな変化が起きている。トランプ新大統領は選挙公約の中で「アメリカファースト」というキャッチプレイの下に、自国優先主義と保護貿易主義の考え方を明確に打ち出したのである。いままで世界経済の常識であったグローバルリズムや自由貿易主義に対して正反対の立場を表明したのである(ヴィニョード・K. アガワル、浦田秀次郎編、2010)。

アメリカのトランプ大統領は、「環太平洋パートナーシップ(TPP)⁶⁾協定」(以下、TPP協定)から離脱し、日本国内では様々な議論が巻き起こった(楊光洙、2017)。日本国際貿易投資研究所のレポート⁶⁸⁾によると、「アメリカが抜けることで経済規模が小さくなったことは確

4) 日本貿易振興機構(JETRO)によると、2019年1月現在発効済または暫定適用の自由貿易協定が世界中には296件があると発表した。

5) イギリスの議会に提案されたメイ首相の「EUとの離脱合意案」が3回も否決されている状況、2019年4月現在でもイギリスがEUから離脱するかどうかは、まだ不透明な状況が続いている。

6) TPP(Trans-Pacific Partnership Agreement)

かだが、CPTPP協定の意義は大きいし、経済効果も小さくないと評価した。」(国際貿易投資研究所、2018)。また、アメリカ抜きでもTPP協定を早く成立させるべきであるという見解からは、特に中国を意識しながら東アジア地域での日本の地位を懸念し、日本が主導的に行動すべきであるという見解を示した(日本国際問題研究所ポストTPP研究会、2018)。他方、TPP協定の再交渉に対して反対を示した意見では、依然として国内産業、とくに農業、酪農業、医療関係などへの被害を懸念して議論が多かった。(谷口信和・服部信司編、2018)。しかし、TPP協定に対する日本政府の方針は変わらず、オーストラリア政府とともに、アメリカ抜きの「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)⁷⁾」(以下、CPTPP協定)を成立させることを目指して再交渉を選択したと分析している(みずほ総合研究所、2018)。いずれにせよ、2018年12月30日にスタート(発効)したCPTPP協定は、再交渉が始まった当時と現在の国際事情は大きく変化しつつあり、今後の日本の対外経済連携戦略がどう動くかについて関心が集まっている。

本研究の目的は、政治経済学の視点から世界経済の潮流を踏まえた上で、アジア太平洋地域における経済連携の枠組みに関連して、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)」の成立と日本の対外経済連携の戦略について考察することである。まず、第2節ではアジア太平洋地域をめぐる経済連携の枠組みについて検討する。第3節では、CPTPP協定の成立に至るまでの経緯とその主な関税率及び未解決問題など日本の立場について論ずる。最後に、アジア太平洋地域における自由貿易ルールづくりに関する日本の対外経済連携の戦略について述べる。

2. アジア太平洋地域の経済連携の枠組み

アジア太平洋地域における経済連携の枠組みとしては、すでに21の国と地域(21エコノミー)からなる「アジア太平洋経済協力会議(APEC)⁸⁾」がある。しかし、このAPECは、法的な拘束力のない国際的な経済協力会議にすぎない。すなわち、外交上の国際フォーラムそ

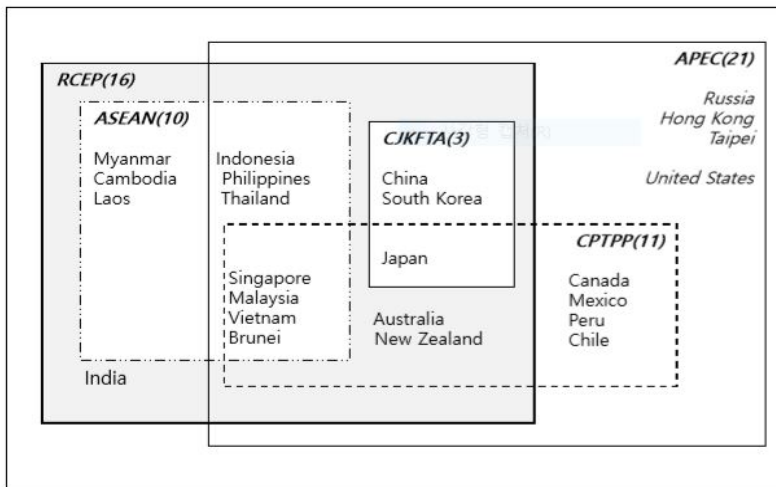
7) CPTPP(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)

8) APEC(Asia-Pacific Economic Cooperation)は、オーストラリアのホーク首相の提案によって1989年11月発足したもので、貿易・投資の自由化、ビジネスの円滑化、安全保障、経済・技術協力等の促進を目的とした国際会議(フォーラム)である。1989年に閣僚会議から開始、1993年からは首脳会議も開催している。将来的には全域の経済統合を目指している。

のものである。それでもAPECは、環太平洋地域における21エコノミー(オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、中国、中国香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、チャイニーズ・タイペイ、タイ、アメリカ、ベトナムなど)が加盟している大きな経済協力の枠組みであることには間違いない。

最近、このアジア太平洋地域において法的な拘束力の持つ新たな自由貿易市場(市場統合)としてCPTPP協定が誕生した。これは、アジア太平洋地域における経済連携の秩序に新たなルールができたことで、非常に大きな意義がある(楊光洙・金道燦、2018)。これによって、これからアジア太平洋地域における経済連携の枠組みは変動する可能性が低い、それぞれの条項や規程(ルール)作りに大きな影響を及ぼすことは少なくないことと、このCPTPP協定の基準が適用(応用)されると考えられる(<図1>を参照)。

現在はCPTPP協定になっているが、その前身は「環太平洋パートナーシップ協定(TPP)」である。このTPP協定は、そもそもAPEC加盟国の一員であるシンガポール、チリ、ニュージーランド、ブルネイなどの4カ国(P4とも呼ぶ)で締結された包括的な経済連携協定の通称である。それに2010年3月アメリカ(バラク・オバマ前大統領)がアジア進出戦略として参加国を拡大しながら日本を誘い進めてきたものである(石川幸一・馬田啓一・木村福成・渡辺頼純編、2013)。



<図1> アジア太平洋地域における経済連携の枠組み

このTPP協定(12カ国：シンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランド、アメリカ、カナダ、メキシコ、ペルー、オーストラリア、マレーシア、ベトナム、日本)は、アメリカ主導(オバマ大統領)で2015年10月に大筋合意し、2016年2月に協定書に署名が行われたものの、最終的に成立(法的効力の発生)ができないままの状態が続いていた。このTPP協定に対して、2017年1月に就任したトランプ新大統領は、就任三日後に「TPP協定から永久に離脱する」と、大統領令に署名したのである。これによって、TPP協定は事実上の成立が不可能になったのである。

しかし、TPP協定の参加国(12カ国)の中から日本とオーストラリアの主導で、アメリカ抜き交渉が引き続き行われ、TPP協定書をベースにした再交渉が行われた。2018年3月8日に交渉の大筋合意とともに署名し、2018年10月31日に交渉国の6カ国から国内手続(国会批准等)が完了したことを受け、2018年12月30日に新たなCPTPP協定(11カ国)が締結(法的効力の発生)されたのである。⁹⁾ CPTPP協定加盟国の名目GDPの規模(国際通貨基金の発表)からみると、現在の世界中で締結されている自由貿易協定の中で、大きな市場規模を持っているNAFTA(3カ国、全世界GDPの27.9%)、EU(28カ国、全世界GDPの21.7%)に次いで、CPTPP協定(11カ国、全世界GDPの13.3%)が位置している。CPTPP協定加盟国の域内では、日本が四分の一(45.9%)を占めており、そのほかカナダ、オーストラリア、メキシコなど上位の4カ国が域内全体の85.3%を占める状況になっている(<表1>を参照)。

<表1> CPTPP協定加盟国の名目GDP(2017年)

(単位：10億USドル、%)

	国名	GDP	CPTPP割合	世界割合	世界順位
1	日本	4,873.2	45.9	6.1	3位
2	カナダ	1,653.0	15.6	2.1	10位
3	オーストラリア	1,379.6	13.0	1.7	13位
4	メキシコ	1,151.1	10.8	1.4	15位
5	シンガポール	323.9	3.1	0.4	37位
6	マレーシア	312.4	2.9	0.4	40位
7	チリ	277.0	2.6	0.3	42位
8	ベトナム	220.4	2.1	0.3	46位

9) CPTPP(TPP11)は、2018年3月8日協定に署名し、6カ国の国内承認手続を完了した後60日が過ぎた2018年12月30日に発効した。国内承認はシンガポール(7月19日)、メキシコ(6月28日)、日本(7月6日)、ニュージーランド(10月25日)、カナダ(10月26日)、豪州(10月31日)で、ベトナムは遅れて2018年11月15日承認され、2019年1月14日に発効された。

9	ペルー	214.3	2.0	0.3	49位
10	ニュージーランド	201.4	1.9	0.3	52位
11	ブルネイ	12.1	0.1	0.0	131位
	CPTPP(11カ国)	10,618.3	100.0	13.3	—
	EU(28カ国)	17,325.4	—	21.7	—
	NAFTA(3カ国)	22,289.5	—	27.9	—
	世界計(191カ国)	79,944.1	—	100.0	—

(注)SNA(国民経済計算マニュアル)に基づいたデータ。

(資料)IMF - World Economic Outlook Databases (2018年10月版)。

一方、CPTPP協定加盟国の市場規模(GDP)とは別に、一人当たり購買力平価GDP(ある意味で消費力)からみると、シンガポールとブルネイが非常に高く、域内に消費力の格差が存在する。この問題はまず各国のキャパシティの問題ではあるが、貿易にかかわる法の整備や国際貿易システムの問題(課税制度、輸入規制、通関規制など)が絡んでおり、今後どのように回避するかが大きな課題といえよう(<表2>を参照)。

<表2> CPTPP協定加盟国の一人当たり購買力平価GDP(2017年)

(単位: USドル)

	名称	GDP	指数	世界順位
1	シンガポール	94,105	100.0	4位
2	ブルネイ	78,971	83.9	5位
3	オーストラリア	50,391	53.5	20位
4	カナダ	48,390	51.4	24位
5	日本	42,942	45.6	30位
6	ニュージーランド	39,012	41.5	33位
7	マレーシア	29,144	31.0	49位
8	チリ	24,592	26.1	61位
9	メキシコ	19,938	21.2	67位
10	ペルー	13,521	14.4	92位

(注)SNA(国民経済計算マニュアル)に基づいたデータ。

(資料)IMF、World Economic Outlook Databases (2018年10月版)。

3. CPTPP協定と主要関税率

まず、CPTPP協定が早期に成立(発効)できたことには、すでに合意が得られたTPP協定があることは言うまでもない。¹⁰⁾ しかし、TPP協定では、アメリカに関係する項目が多く含まれている。この問題を回避しながら早期に新たな合意を得られたことがCPTPP協定の成立につながったといえよう。その中でも早期に成立できた主な理由としては、次の四つがあるといえよう。

一つ目の理由としては、CPTPP協定では発効条件(規程)を緩和したことである。元TPP(TPP12)協定では発効要件が次のように非常に高いレベルであった。すなわち、元TPPでは全原署名国が国内手続を完了した旨を寄託者(幹事国)であるニュージーランドに通報した後60日で協定が発効すること(第30.5条1)、また署名から2年以内に全原署名国が国内手続完了を通報しなかった場合、当該期間内に2013年の国内総生産の合計が全原署名国の85%以上を占める6カ国以上が通報していれば、署名から2年の満了後60日で発効すること(第30.5条2)、そして署名から2年以内に第30.5条1または条2の条件を満たさない場合であっても、その後2013年の国内総生産の合計が全原署名国の85%以上を占める6カ国以上が国内手続完了を通報した後60日で発効すること(第30.5条3)、という厳しい発効条件があったことである。そこで、CPTPP協定では署名国(11カ国：オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム)のうち、「少なくとも6カ国が国内法上の手続を完了し、その旨を書面により寄託者(オーストラリア)に通報した日の後60日で協定の効力が発生する。」という規程に変更(CPTPP協定第3条)したことである。¹¹⁾

二つ目の理由として、TPP協定においてアメリカに密接関係のある22項目については、そのまま凍結したことである。この問題は、将来アメリカが復帰することを想定したものでもあり、CPTPP協定加盟国にとってはそれほど関係性の高いものではない項目でもあるためである。

三つ目の理由としては、CPTPP協定加盟国の間にある未解決問題を先送りしたまま大筋合意を得たことである。¹²⁾ この問題は、CPTPP協定加盟国の間にそれぞれの立場や対象分

10) この元TPP協定に対する日本の国内議論については、石川幸一、馬田啓一、木村福成、渡辺頼純編(2013)『TPPと日本の決断』文眞堂を参考せよ。

11) このTPP11の署名について、日本国内での異論はそれほど起きなかった。この理由については、清水一史(2018)「TPP11署名と東アジア経済統合」世界経済評論IMPACT(WEBコラム)国際貿易投資研究所を参考せよ。

12) この22項目については、内閣官房TPP等政府対策本部(2019)「TPP11協定の合意内容について」

野、国内事情等を認めたうえで、成立後も交渉を続けることにしたことである。CPTPP協定において、未妥結の主な4項目はマレーシアの国有企業の優遇禁止の凍結問題(第17章)、カナダの文化産業の著作権保護問題、ブルネイのサービス・投資に関する保留表の石炭産業問題、ベトナムの紛争解決に関する規定(第28.20条)問題などである。

四つ目の理由としては、「税率における国別譲許条項」を設けたことである。CPTPP協定では、相手国によって異なる税率を譲許することで、それぞれの立場や国内事情に対応できるように妥協したことである。すなわち工業製品や農産品分野によっては相手国との合意の下、異なる税率の適用を認めたことである。

このCPTPP協定において、税率に関する国別譲許条項をみると、税率差3%を基準に「税率差が発生した品目のTPP原産地規則」や「適用税率を決定するルール(税率適用国決定ルール)」という原則を設けていることである。国別に異なる税率を譲許している(「税率差」が発生する)品目については、どの締約国の関税率を適用するかを決定するルール(以下、「税率適用国決定ルール」)が必要になっている。これによって加盟国の間にある一定の格差を緩和する狙いがあったと考えられる(<表3>を参照)。

<表3> CPTPP協定における「税率差」：税率適用国決定ルール

税率差	税率差が発生した品目のTPP原産地規則		適用税率を決定するルール (税率適用国決定ルール)	
3%以下の場合	-		「軽微な作業」を超える最後の生産工程が行われた国の税率	ただし、輸入者が希望する場合には、全てのTPP締約国又は生産に関与した国のうち、最も高い税率
3%超の場合及び差が従価税以外の場合	非原産材料あり	関税分類変更基準	TPP域内で主要な関税分類変更(注)が行われた国の税率 (注)TPP原産地規則で定められた関税分類の変更	
		加工工程基準	TPP域内で主要な加工工程(注)が行われた国の税率 (注)TPP原産地規則で定められた加工工程	
		付加価値基準	生産工程に関与した国のうち、付加価値が最大である国の税率	
	原産材料のみから生産される又は完全生産品			

(出所)財務省関税局(2019)「TPP11協定(CPTPP)の概要(税率差等)」<http://www.customs.go.jp>。

他方、日本にとっては、CPTPP協定の発効により、すでに経済連携協定(EPA)¹³⁾を締結(発効済み)しているカナダ、ニュージーランド、メキシコ、シンガポール、オーストラリアとの間で、新たに協定内容を見直して再発効させる必要が生じている。そもそも経済連携協定は、自由貿易協定の柱である物品・サービスに関する関税撤廃や非関税障壁の減免など、貿易障壁を無くすだけでなく、締約国間の経済取引の円滑化や各種制度の調整、投資、電子商取引など幅広い分野を含む包括的な経済連携のことである。したがって、CPTPP協定がこれまでの日本のEPA基準を上回る市場アクセスの改善や高度なルールの適用が必要になったからである。相手国によってはそれぞれ適用する協定内容が異なるため、品目数基準や貿易額基準によってそれぞれの比率が異なるようになっている。例えば、カナダの工業製品の関税の場合、対日即時撤廃率は貿易額基準でみると68.4%にとどまるが、関税品目数基準では96.9%に達している(<表4>を参照)。これは、日本の対カナダ輸出額の30%程度を占める乗用車が即時撤廃の対象ではないためである。最終的には、CPTPP協定において基本税率、暫定税率、協定税率、特惠税率税(GSP、FTA、EPA等)により、日本側は工業製品の99.8%以上、農産物の95%以上が関税撤廃になると見込んでいる(<表5>を参照)。

<表4> CPTPP協定における工業製品関税撤廃率

	即時撤廃率		最終撤廃率	
	品目数基準	貿易額基準	品目数基準	貿易額基準
メキシコ	77.0%	94.6%	99.6%	99.4%
シンガポール	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
ニュージーランド	93.9%	98.0%	100.0%	100.0%
カナダ	96.9%	68.4%	100.0%	100.0%
オーストラリア	91.8%	94.2%	99.8%	99.8%
ベトナム	70.2%	72.1%	100.0%	100.0%
日本	96.3%	99.1%	100.0%	100.0%

(注) 「品目数基準」は各国の2010年1月時点の国内細分「貿易額基準」については、2010年における日本から各国への輸出額に基づき計算。2018年12月30日に効力が発生する6カ国にベトナムを加えた7カ国につき記載。

(資料) 経済産業省「環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)における工業製品関税(経済産業省関連分)に関する大筋合意結果(平成27年10月)」より、みずほ総合研究所作成。

(出所) 菅原淳一(2019)「CPTPP協定が年末に発効」『みずほインサイト』みずほ総合研究所、
<https://www.mizuho-ri.co.jp>

13) EPA(Economic Partnership Agreement)

<表5> 関税率の種類(日本の場合)

基本税率	全ての国・地域に対して適用する税率。全ての品目に設定。
暫定税率	基本税率を暫定的に修正するため一定期間に限り適用される税率。 約400の品目のみに設定。
協定税率	WTO加盟国・地域及び二国間条約で最恵国待遇を約束している国からの産品に対して一定率以上の関税を課さないことを約束(譲許)している税率。
GSP特惠税率 (一般・特別)	一般特惠税率：開発途上国・地域に対して適用される税率。約3,500の品目に対してMFN税率以下の税率が設定。 特別特惠税率(LDC特惠税率)：後発開発途上国に対して提要される税率。
FTA/EPA 特惠税率	一般特惠税率。率以下の税率が設定。後発開発途上自由貿易協定(FTA) / 経済連携協定(EPA)を締結している国・地域に対して、それぞれの協定に基づいて適用される税率。
特惠税率は対象となる国の原産品であるなどの条件を満たす場合に限られ、協定税率は暫定税率または基本税率よりも低い場合に適用される。	

(資料) 日本貿易振興機構(2019)「TPP11解説書-TPP11の特惠関税の活用について」

<https://www.jetro.go.jp>。

4. 日本の対外経済連携の戦略

日本の対外経済連携の戦略は、1990年代初期では主に天然資源(原材料)を確保する目的で二国間自由貿易協定を好んで行われたが、1990年代後期からは自由貿易協定において単に「モノ(物品・サービス)」に関する協定ではなく、「カネ(資本・投資)」「ヒト(労働力)」を含む包括的な自由貿易である経済連携協定(EPA)に転換した。これまでの日本の対外経済連携戦略をみると、次の特徴がみられる。

第一には、「モノ」よりも「資本」と「人的資源」を重視し、自由貿易協定(FTA)から経済連携協定(EPA)戦略に転換したことである。現在は、原則として経済連携協定を中心に交渉が行われている。これは、日本が物品貿易に対する自由化(関税撤廃や通貨規制緩和など)が進み、工業製品の場合は関税がほとんどゼロであり、むしろ資本による海外進出(直接投資、サービス)や、不足している労働力を補うための人的資源の確保に重点が置かれているからである。

第二には、二国間自由貿易協定でも大きな市場を確保する方向に転換したことである。

そこで、まず大きな市場であるインドと経済連携協定である「日・インド包括的経済連携協定(IJCEPA)¹⁴⁾」を2011年8月1日に発効させた。

第三には、日本は2013年に元TPP交渉をきっかけに、対外経済連携(自由貿易協定)の戦略を二国間交渉から多国間交渉に転換したことである。元TPPは成立できなかったものの、2018年12月30日にはアメリカ抜きでCPTPP協定を発効させた。また、最近、日本と欧州連合(EU: European Union)との経済連携協定(EPA)を2019年2月1日に発効させている。

このような対外経済連携戦略の転換とともに、日本は世界で一番大きな市場であるアメリカを除き(現在、二国間交渉中)、ASEAN、インド、CPTPP、EUという大きな自由貿易市場を確保したのである(楊光洙、2017)。

アメリカのトランプ大統領はTPP協定から離脱した後、日本との貿易不均衡を是正するために、二国間の新たな通商交渉の必要性を強調し続けてきた。2018年9月に日本がそれに応じる形で、アメリカと物品貿易協定(TAG)¹⁵⁾の交渉を開始することに合意した(交渉は現在進行中)。この「TAG」という言葉は日本国内向けの言葉で、英文の共同声明文の中では「TAG」のような略称の表現は一切使われていない。日本はアメリカとの通商交渉について、あくまでも「物品貿易協定(TAG)」であり、「自由貿易協定(FTA)」ではないことを国民に説明せざるを得ない国内事情(特に医療・サービス貿易の分野)がある。しかし、共同声明の合意文書を見る限り、物品に関する交渉が終わった以降、「サービスやその他の事項」についても交渉すると書いている。すなわち、この物品貿易協定(TAG)は普通の自由貿易協定(FTA)と同じであると解釈することができるのである。日本はアメリカとの新たな通商交渉を避けたいのが本音である。なぜならば、日本からアメリカへの輸出品のうち、自動車分野の関税が敏感な問題である。すなわち、アメリカから日本に農産品の輸入圧力が強くなることは明白で、農業部門への影響は避けられないからである。日本の農産物市場アクセスについては元TPPの水準以上を求める可能性が高く、日本にとっては非常に厳しい交渉になることは間違いない。

今後、日本の対外経済連携の戦略上にはアメリカとの通商交渉が重要で、もう一つはCPTPP協定加盟国の拡大をどうするかが大きな課題である。¹⁶⁾ 現在、CPTPP協定に追加加盟を検討している韓国との関係も主要課題の一つである。韓国は日本とメキシコを除く、

14) IJCEPA(Comprehensive Economic Partnership Agreement between Japan and The Republic of India)

15) TAG(Trade Agreement on Goods)

16) 新加盟国については、2019年1月に東京で開かれた「第1回CPTPP委員会」での新規加入手続きに関する意思決定を全会一致方式で定め、1カ国でも反対すれば新しく加盟することができなくなっている。

CPTPP協定加盟9カ国と自由貿易協定(FTA)を締結しており、事実上CPTPP協定への加盟は日本とFTAを締結することと同じである。日本と韓国は2002年に合意したFTA協議を2004年に中断したままである。なぜならば、日本の工業製品などの関税がほとんどゼロ%の品目が多く、日韓FTAが締結されたとしても、韓国が一方的に日本に市場を開放する結果となるからである。これは韓国の対日貿易赤字がさらに拡大することを意味する。¹⁷⁾ それで、2012年からは日韓FTA協定の交渉を中断し、日本・中国・韓国からなる「日中韓FTA」3カ国の協議に移行しているのである。しかし、これも現在の日中韓の関係から見る限り、妥結の見込みが立っていない状況である。

他方、東アジア地域においては、現在に交渉が行われている「東アジア地域包括的経済連携(RCEP)¹⁸⁾」がある。このRCEPは、「東南アジア諸国連合加盟(ASEAN)¹⁹⁾」の10カ国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)に、日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランドが追加参加し、合計16カ国からなる巨大な自由貿易市場構想の一つである。

このRCEPの交渉では、あまりレベル高くないルール作りを望んである中国と、CPTPP協定のような高レベルのルール作りを望んである日本との主導権争いが見え隠れている。²⁰⁾ 中国は、名目GDPで世界第一であっても、自国はまだ発展途上国であるという立場をとっており、ある意味でCPTPP協定に対抗する形で交渉に臨んでいる(国際貿易投資研究所、2019)。すなわち、中国は、RCEPを東アジア地域の発展途上国のためのルール作りを目指しているのである。これは、中国が進めている「一帯一路」戦略の一環でもある(梶田幸雄、2019)。しかし、日本はCPTPP協定の基準を今後の日中韓FTAとRCEP協定の交渉に反映する可能性が高いと判断される。中国の「一帯一路」戦略に対して、日本とアメリカは共に賛同していない。しかし、中国は「アジアインフラ投資銀行(AIIB)²¹⁾」を主導的に設立し、この投資銀行の豊富な資金力をベースに、アジアやヨーロッパの諸国に大きな影響力を増大させている。将来、RCEPが成立した場合、CPTPP協定の対抗パートナーになりうるかは疑問であるが、日本の対外経済連携戦略としては一番重要な意味を持つRCEP交渉であることは間違いない。

17) 金原主幸(2019.2.25.)「TPPプレイバック：なぜ交渉参加推進の声は劣勢だったのか」世界経済評論IMPACT、国際貿易投資研究所

18) RCEP(Regional Comprehensive Economic Partnership)

19) ASEAN(Association of South-East Asian Nations)

20) そもそも元TPP協定の交渉の際、アメリカがある意味で中国を排除するために高レベルのルール作りを戦略的に行ったともいわれている。

21) AIIB(Asian Infrastructure Investment Bank)は、2015年12月に設立され、2019年1月時点で93カ国・地域が加盟されている。現在、先進国の中でAIIBに加盟していない国は日本とアメリカだけである。

5. まとめ

世界経済は、グローバリゼーションと自由貿易主義をベースに長い間成長を続けてきたといえよう。しかし、アメリカのトランプ大統領の登場と対外政策の変更により、様々な分野で変化が起こっている。たとえば、アメリカの自由貿易主義から保護貿易主義への転換、貿易摩擦の発生(米中貿易摩擦、日米貿易摩擦、NAFTA再交渉、TPP協定の離脱など)や、外交的なトラブル(イスラエル首都、メキシコとの国境など)などがそれである。ただ、日本とアメリカとの関係からみると、何よりもTPP協定からアメリカの離脱であり、日米の二国間通商交渉が開始されたことが指摘できる。

日本の対外経済連携の戦略は、初期には純粋な原材料の確保を中心に物品貿易に重点が置いてあったが、経済のグローバリゼーションによって、その後は貿易自由化の範囲を広げるとともに、大きな市場を確保する戦略に転換したといえる。これによって日本はグローバルリズムをうまく利用し、自由貿易政策の方向性を定めたといえよう。スタートしているCPTPP協定(TPP11)協定の加盟国の中には、日本をはじめ、シンガポール、オーストラリア、カナダなどの先進国がある反面、ベトナム、マレーシア、ブルネイという国は、国内総生産(GDP：国民所得)が低い水準で経済システムも整備されていない発展途上国も多く含まれている。このCPTPP協定は、ある意味で先進国並みの高い水準の包括的な自由貿易協定(高レベルのルール)になっている。したがって、加盟国の間に国民所得(GDP)や経済システムの相違点が激しく、これをどう乗り越えるかが今後の大きな課題であろう。

また、アメリカとの二国間通商交渉は、日本が望んだものではなく、外交的にアメリカの要求に応じた形である。日本はアメリカとの安全保障問題に関して、日米安保条約の維持または強化をはかる目的がその背後にある。なぜならば、日本は軍事的に安保条約を締結している国が世界中唯一米国だけである。したがって、これからアメリカとの物品貿易協定(TAG)交渉次第で、日本の貿易環境および安保環境は大きく変化すると考えられる。また、日本は東アジア地域との関係において、CPTPP協定の新加盟国をどう広げるか、そしてRCEP協定の交渉において、中国との主導権をどう強化するかが対外経済連携の戦略の要になるであろう。

しかし、最近、米中貿易摩擦は終着点が見えない状況で、イギリスでは「合意なきEU離脱」も辞さない強硬派の保守党ボリス・ジョンソン前外相が新党首に選ばれた。さらに日韓経済関係も対外経済戦略なしの政治的な思惑から、落ちるところが見えない事態になって

いる。今後も経済大国の自国優先主義や保護貿易主義は強まる姿勢を見せている。日本の立場は米中韓の政治的・経済的・安保的な関係に挟まれ、身動きがとれづらい状況が続く見通しである。

【参考文献】

- 石川幸一・馬田啓一・木村福成・渡辺頼純編(2013)『TPPと日本の決断』文眞堂、pp.34-35
- 梶田幸雄(2019)「中国「一帯一路」構想推進と国際投資仲裁」『世界経済評論』3・4月号、国際貿易投資研究所、pp.56-62
- ヴィニョード・K.アガワル、浦田秀次郎編(2010)『FTAの政治経済分析』文眞堂、pp.106-108
- 国際貿易投資研究所(2019)『アジア太平洋経済と通商秩序ー過去、現在、将来』ITI調査研究シリーズ、p.15
- _____ (2018)『TPP11とASEANの貿易、投資、産業への影響』ITI調査研究シリーズ、No.68、p.1
- 菅原純一(2018)「TPP11署名と今後の展望-米国のTPP早期復帰は望み薄」みずほインサイト、みずほ総合研究所、pp.2-3
- 谷口信和、服部信司編(2018)『米離脱後TPP11と官邸主導型「農政改革」-各品目への影響と対策「農協改革」の行方』日本農業年報63、農林統計協会、pp.15-18
- みずほ総合研究所(2018)『TPP11署名と今後の展望-米国のTPP早期復帰は望み薄』みずほインサイト政策レポート、pp.1-2
- 日本国際問題研究所ポストTPP研究会(2018)『ポストTPPにおけるアジア太平洋の経済秩序の新展開』日本国際問題研究所、pp.3-5
- ミレヤ・ソリス、バーバラ・スターリングス片田さおり編(2010)『アジア太平洋の FTA 競争』勁草書房、pp.3-4
- 楊光洙・金道堦(2018)「東アジア地域におけるTPP11協定の意義と日本・中国のFTA戦略」『日本近代学研究』第61輯、韓国日本近代学会、p.353
- 楊光洙(2017)「アメリカのTPP協定離脱と日本の対外経済連携戦略」『アジア経済評論』第9号、長崎県立大学アジア研究所、pp.6-7
- 内閣官房TPP等政府対策本部(2019.4.1.)「TPP11協定の合意内容について」<https://www.cas.go.jp>
- 財務省関税局(2019.4.2.)「TPP11協定(CPTPP)の概要(税率差等)」<http://www.customs.go.jp>
- 日本貿易振興機構(2019.4.1.)「TPP11解説書-TPP11の特恵関税の活用について-」<https://www.jetro.go.jp>
- 国際通貨基金(IMF)World Economic Outlook Databases(2018年10月版)

논문투고일 : 2019년 05월 28일
 심사개시일 : 2019년 07월 17일
 1차 수정일 : 2019년 08월 06일
 2차 수정일 : 2019년 08월 12일
 게재확정일 : 2019년 08월 16일

<要旨>

アジア太平洋地域の経済連携と日本の戦略
楊光洙・金道堉

世界経済は、グローバリゼーションと自由貿易主義をベースに長い間成長を続けてきた。しかし、アメリカのトランプ大統領の登場により、世界では様々な分野で変化が起きている。日本の経済連携戦略において、初期には純粋な原材料の確保のための物品の自由貿易に重点が置いてあった。後期にはグローバリゼーションをベースに貿易の自由化を広げるとともに、海外の大きな市場を確保する戦略に転換した。日本において市場を確保するための戦略の一つがCPTPP協定(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)の成立である。CPTPP協定の加盟国には加盟国の間に国民所得(GDP)の格差や経済システムの相違点が多い。日本にとってこの問題をどう乗り越えるかが今後の大きな課題であろう。他方、日本とアメリカとの二国間通商交渉は日本が望んだものではない。日本が外交的にアメリカの要求に応じた形である。日本はアメリカとの安全保障問題に関係して、日米安保条約の維持または強化をはかる必要がある。これからアメリカとの物品貿易協定(TAG: Trade Agreement on Goods)交渉次第で、日本の貿易環境および安保環境は大きく変化すると考えられる。東アジア地域との関係において、日本はCPTPP協定の新加盟国をどう広げるか、そしてRCEP(Regional Comprehensive Economic Partnership)協定の交渉において、中国との主導権をどう強化するか、この二つの課題が経済連携戦略の要になるであろう。

The Strategy of Japan on Economic Cooperation in the Asia-Pacific Region
Yang, Kwang-Soo・Kim, Do-Hoon

The world economy has continued to grow for a long time based on globalization and free trade. However, with the advent of the United States President Trump, the world economy is changing in various fields. The economic partnership strategy of Japan was initially focused on the free trade of goods to secure raw materials. Based on globalization, Japan has expanded trade liberalization and transformed it into a strategy to secure a large market abroad. One of the strategies for securing the market in Japan is the establishment of Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership (CPTPP). There are many differences in national income (GDP) and economic systems among the members of the CPTPP. For Japan, how to overcome the problems that it will be a major issue in the future. On the other hand, trade negotiations between Japan and the United States are not what Japan wanted. Japan is a form that diplomatically meets the demands of the United States. Japan needs to maintain or strengthen the Japan-US Security Treaty in relation to security issues with the United States. It is thought that the trade environment of Japan and security environment will change greatly from now on according to the TAG (Trade Agreement on Goods) negotiation with the United States. In relation to the East Asia region, how to expand the new members of the CPTPP and how to strengthen its leadership with China in the negotiation of the Regional Comprehensive Economic Partnership (RCEP), these two issues will be the cornerstone of the collaboration strategy in Japan.